

史料紹介

国民義勇隊関連史料

文学研究科歴史学専攻博士前期課程一年

篠崎 将貴

はじめに

第二次大戦末期に創設された部隊を現存するアーカイブズから考察することがこの研究の目的である。そして、終戦前後の兵事文書の残存状況を再確認し、各地域の本土決戦の準備状況を比較したい。さらに行政文書の活用によって「国民義勇隊」<sup>1)</sup>の成立過程と詳細な運用内容を史料から明らかにしたい。また、国家総動員法による人的資源の動員率変化なども考察したい。

一、書誌的事項

今回紹介する史料は大分県公文書館が所蔵する史料である。

【史料一】と【史料二】は大分県庁で組織された「国民義勇隊」の諸規定である。

国民義勇隊は「組織」と「地域」で編成され、この史料では「大

分県庁各地方事務所、各警察署、各国民労働員署他所属各庁及以上ノ各官衙ニ事務所ヲ有スル所属団体ノ職員」が隊の構成員となり、総指揮（史料内では「隊長」）は県知事が執るようになっていた。これらの史料は大分県の国民義勇隊の編成状況を知ることができる重要な史料である。

以下はこの史料を精査するにあたって使用した史料である。

【史料一】

196100258 「例規（昭和18年～20）」より

94 「大分県庁国民義勇隊規程制定訓令」

（1945年5月31日）

【史料二】

196100258 「例規（昭和18年～20）」より

101 「大分県庁国民義勇隊員非常招集規定左ノ通定ム」

（1945年7月9日）

【史料一】と【史料二】は大分県公文書館で原本とマイクロが閲覧できる。マイクロで閲覧後に不鮮明箇所を確認したい場合原本を閲覧することができる。

二、史料の紹介

【史料一】

1996100258 「例規（昭和18年～20）」より

94 「大分県庁国民義勇隊規程制定訓令」

(1945年5月31日)

警察署  
国民勤労動員署  
各麻

大分縣廳國民義勇隊規程左ノ通定ム

昭和二十年五月三十一日

大分縣知事 中村元治

大分縣廳國民義勇隊規定

本史料は1996100258「例規（昭和18年～20）」の簿冊内に収められおり、史料左上に書かれた手書きの番号と照らし合わせると簿冊内の目次では「九六縣廳國民義勇隊規定制定訓」と合致する。

史料内番号は「訓令人第六八九号」で、大分県知事中村元治から庁中一般・地方事務所・警察署・国民勤労動員署・各課に宛てられている。

この規定は第一条～第十条と附則で構成されており、以下のようになっている。今回は【史料一】の紹介をおこないたい。

【史料一】

訓令人第六八九号

縣中一般

地方事務所

- 第一條 本隊大分縣廳國民義勇隊ト構シ事務所ヲ知事官房ニ置ク
- 第二條 本隊ハ隊員ノ旺盛ナル皇國護持ノ熱意ヲ凝集シ生産ト防衛ノ一体的跳躍的強化ヲ圖リ本土決戰態勢ノ完璧ヲ期スルヲ以テ目的トシ特ニ戦局ノ推移ニ應ジ大分縣國民義勇隊本部長ノ命ヲ承ケ左ノ任務ヲ遂行スルモノトス
  - 一 防空及防衛、食糧増産、空襲被害ノ復舊、都市竝ニ工場ノ疎開、重要物資ノ運送等ニ關スル工事又ハ作業ニシテ臨時緊急ヲ要スルモノ
  - 二 防空、水火、消防其ノ警防活動ノ補助
  - 三 陣地構築、兵器彈薬、糧秣補給等陸海軍部隊ノ作戦行動ニ對スル補助
- 第三條 本隊ハ大分縣廳各地方事務所、各警察署、各國民勤労動員署其他所屬各麻及以上ノ各官衙ニ事務所ヲ有スル所屬団体ノ職員ニシテ左ノ各號ノ一二該当スル者ヲ以テ組織ス但シ病弱者及妊産婦ハ之

ヲ除ク

- 一 國民学校初等科修了以上ノ男子ニシテ年齢六十五歳以下ノモノ
- 二 國民学校初等科修了以上ノ女子ニシテ年齢六十五歳以下ノモノ
- 三 前二號以外ノ者ニシテ志願ニ依リ之カ編入ニ付隊長ノ承認ヲ受ケタルモノ

第四條 本隊ニ左ノ役員ヲ置ク

隊長

副隊長

幕僚 若干名

隊長ハ大分県知事ヲ以テ之ニ充ツ

副隊長ハ挺身奉公ノ熱意ニ燃エ積極果敢統率ノ才能アル隊員中ヨリ隊長之ヲ命ス

幕僚ハ挺身奉公ノ熱意ニ燃エ積極果敢推進力ニ富ム隊員中ヨリ隊長之ヲ命ス

第五條 隊長ハ本隊ヲ統率ス

副隊長ハ隊長ヲ補佐シ隊長事故アルトキハ隊長ノ指定シタル副隊長其ノ職務ヲ代理ス

幕僚ハ隊ノ運営ノ要務ニ參画シ其ノ推進ニ当リ必要ニ応ジ隊長ノ命ヲ承ケ隊ノ指揮ニ任ス

第六條 本隊ハ之ヲ別記五大隊六十五中隊ニ分チ中隊ノ下ニ小隊長及ビ班ヲ設ク 但し數ノ都合ニ依リ小隊ヲ編成セズ班ノミ置クコトヲ得小隊及班ノ編成ハ大隊長之ヲ行フ

大隊ニ大隊長、副大隊長ヲ中隊ニ中隊長、副中隊長ヲ、班ニ班長ヲ

置ク班ハ概ネ五名及至十名ヲ以テ組織ス

第七條 各地方中隊ハ第一大隊ニ所屬スルモ其ノ行フ業務ニ依リ他ノ大隊長ノ區處ヲ受クルモノトス

第八條 第二条ノ任務完遂ノ為ニスル出動ハ本部長ノ定ムル所ニ依リ又ハ本部長ノ指令ニ基クモノトス

第九條 情勢緊迫シ軍管區司令官ノ命令アリタルトキハ本隊ハ直ニ戰鬪隊ニ轉移シ軍ノ指揮下ニ入ルモノトス

戰鬪隊ノ要員ハ年齢十五歳以上六十歳以下ノ男子隊員及年齢十七歳以上四十五歳以下ノ女子隊員ニ付本部長ノ指示ニ依リ隊長之ヲ編成ス

第十條 本規定施行ニ必要ナル規定ハ隊長別ニ之ヲ定ム

附則

本規定ハ昭和二十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(以下、手書き)

結成式 午前七三〇開始、七時二十分迄參集ノコト

場所 吉日神社

空襲警報中ハ時間延期ノ予定ニ付課ニテ待機ノコト

警戒警報中ハ情勢ニ依リ決行ノコト

(以上、手書き終了)

（以下、編成表）

大分縣廳國民義勇隊編成表

隊長 中村元治↓第一大隊（内政部） Ⅱ 第二大隊（経済第一部） Ⅱ

第三大隊（経済第二部） Ⅱ 第四大隊（警察部） Ⅱ 第五大隊（女子）

第一大隊（内政部） ↓ 第一中隊（文書・調査一） ↓ 第七中隊（衛生）

第一大隊（内政部） ↓ 第四大隊（警察部） ↓ 西国東地方中隊 ↓ 宇佐地方中隊

第四大隊（警察部） ↓ 大分警察中隊 ↓ 長州

（編成表省略）

【史料一】 内容紹介

第一条では部隊名称と指揮系統を明記しており、第二条では部隊の任務内容について第一項〜第三項にわたって詳細に書かれている。第三条では部隊構成員を第一〜三項にかけて選定している。

第四条〜第六条は部隊指揮官の選定と部隊編成で指揮官職名は「隊長」と「副隊長」が各1名に「幕僚」が若干名おかれ、「隊長」

には大分県知事が任命された。部隊編成では本隊以下五個大隊を隷下に置き、一個大隊は一三個中隊を隷下に置くとしている。

同史料内にある「大分縣廳國民義勇隊編成表」では各大隊の隷下中隊数が五個中隊〜九個中隊で、後述する「地方中隊」を四個の大隊が隷下に置く編成になっている。

中隊隷下には「小隊」と「班」が置かれるが、「小隊」は状況によって編成せず「班」のみを置くことも可能とされた。

第七条では先に出た「地方中隊」の指揮系統を基本的に「第一大隊」が持つこととされ、それ以外は各地方中隊の「業務」に応じて各大隊の隷下に置かれる事となった。

第八条〜第九条では戦闘参加時の指揮系統について書かれており、基本的に本部長（県知事）の命令で出動し第二条で挙げられた諸任務を行い、戦線が突破され接敵すれば戦闘に参加するところがあるが、第九条には緊急時には軍管区司令官の命令で軍の指揮下に入り直ちに戦闘に参加するとなっている。

第十条では上記の戦闘に参加する「戦闘隊」の構成員の編成について書かれており、年齢は男性で一五歳以上〜六五歳以下であり女性は一七歳以上〜四五歳以下と定められた。

おわりに

以上、今回の史料紹介では大分県下で確認・公開されている国民

義勇隊の史料を紹介したが、これらの史料は国民義勇隊が発足した時期からも解るように終戦前後の混乱も含めて残存状況がとても低い史料である。

特にこの国民義勇隊は地方での編成状況が不鮮明な組織であり、その存在を立証する史料が極端に少ない事が今後の課題になる。また、米軍の侵攻状況と日本の本土決戦構想からも九州での戦闘は必至であり、そのような状況下での防衛計画が関東<sup>③</sup>と九州<sup>④</sup>でどの程度進められていたかを知る上で、重要な組織だと認識している。

註

(1) A03010248900 「義勇奉公隊(仮称)組織ニ関スル件」

※「A」は国立公文書館所蔵史料

(2) 各史料はインターネット経由でダウンロードと閲覧が可能である。これらはアジア歴史資料センター (<http://www.jacar.go.jp/>) で閲覧・ダウンロード可能。

(3) A06030003800 「昭和20年6月30日・国民義勇戦闘隊法規彙集・東京都

(4) A06030136000 「長崎県国民義勇隊規程」